

国立京都国際会館

設営・装飾・裸火・危険物について

目次

1. 設営・装飾について

- (1) 作業時の安全対策
- (2) 諸注意

2. 裸火・危険物等について

- (1) 裸火
- (2) 危険物等

3. お問い合わせ先

4. 参考資料

1. 設営・装飾について

(1) 作業時の安全対策

- ① 高所作業を行う場合は、必ずヘルメット、安全帯などを装着し、安全管理者を配置して下さい。
- ② 高所作業中は、その下において並行して作業を行わないで下さい。
- ③ 高所作業を行う作業員は、工具類等の落下防止措置を施して下さい。
- ④ 転倒時大変危険なため、脚立を跨がないで下さい。
- ⑤ 脚立を移動する際は、必ず脚立から降りてから移動して下さい。
- ⑥ 脚立の天板上に立たないで下さい。
- ⑦ 人が乗っている状態でローリングタワー（イントレ／移動式足場）を移動しないで下さい。
- ⑧ ローリングタワーには床まで昇降出来る階段を設置して下さい。
- ⑨ ローリングタワーの各段／フロアには、転落防止用の手摺を設置して下さい。
- ⑩ 3段／フロア以上のローリングタワーを使用する場合は、必ずアウトリガー（転倒防止器具）を取り付けて下さい。
- ⑪ ローリングタワーのプラットフォームが上がっている時は、アウトリガーを解除しないで下さい。
- ⑫ ローリングタワーを移動する時は、プラットフォームを最下限まで降ろして下さい。
- ⑬ ローリングタワーの枠組みに座る、登る、立つ等の行為をしないで下さい。
- ⑭ 吊物装置の昇降時は吊物装置の下へ立ち入らないで下さい。
- ⑮ 舞台装置に人を乗せたまま昇降することは禁止しています。
- ⑯ 舞台装置の動作時はその周辺に近づかないで下さい。
- ⑰ 造作物、設置物の転落防止措置を施して下さい。
- ⑱ 非常口や避難経路を必ず確保し、障害物を置かないで下さい。
- ⑲ 消火栓、消火器、防火扉、防火シャッター付近には障害物を置かないで下さい。
- ⑳ 来場者の転倒防止のため、導線上の配線、配管は養生を行って下さい。

(2) 諸注意

- ① 作業現場の整理・整頓及び清掃は欠かさず行って下さい。
- ② 火災延焼防止のため、紙くず等を散らかさないで下さい。
- ③ ケガ防止のため、釘等を散乱させないで下さい。
- ④ 廃棄物は、燃えるゴミ、燃えないゴミ、缶・ビン、ペットボトル に分け、所定の廃棄物置場（※参考資料1）に置いて下さい。
- ⑤ 施設内の設備・備品を移動することは禁止しています。移動が必要な場合は、当館担当者にご相談下さい。
- ⑥ 床・壁・柱・天井・扉等の施設に、貼り付け（テープ・接着材類）、釘打ち、塗装等を行うことは禁止しています。
- ⑦ 床耐荷重は、イベントホール 5,000kg/m²（ステージ上は 300kg/m²）、ニューホール

1,000kg/m²、その他会議場内及びロビーエリアは全て 300kg/m²となっています。
重量物を設置される際は、必ず厚さ 25mm 以上の養生を行い、床・カーペット等を破損しないよう十分にご注意下さい。

- ⑧ 万一、施設・備品等を破損した場合、ただちに当館担当者へお申し出下さい。
- ⑨ 施設・備品等に破損等が見受けられた場合は、それらの補修に係る費用を負担していただきます。
- ⑩ 館内で設営に携わるすべての関係者はネームタグ等催事関係者であることが分かるものを必ずご着用下さい。着用されていない場合、当館職員が所属を確認するために、作業を中断していただく場合がございます。

2. 裸火・危険物等について

(1) 裸火

① 喫煙

当館の建物内は全て禁煙です。喫煙は、指定された喫煙スペースのみで可能です。
指定されたスペース以外に、特別に屋外に喫煙スペースの設置を希望される場合は、参考の「喫煙場所設置届」(※参考資料 2) 及び「火気使用届」(※参考資料 3) をご提出頂き、当館が許可した場合にのみ可能となります。

- ② 屋内での裸火の使用は消防法令上禁止されていますが、京都市左京消防署へ特例申請を行うことで、許可が下りる場合があります。

【申請に必要な書類】

a. 京都市消防局所定書類

- ・喫煙または裸火の使用等特例適用申請書 (※参考資料 4)

b. 別途必要書類

- ・催会場自衛消防特設隊編成表 (※参考資料 5)
- ・催事開催概要 (※参考資料 6)
- ・会場レイアウト (会場詳細図と全体図)

*上記 (a、b) の計 4 種類の書類を計 3 セット、催事開催の 1 か月前までに、当館担当者にご提出下さい。当館での決裁後、京都市消防局左京消防署へ書類をご提出いただき、許可が下りれば、裸火の使用が可能となります。

【京都市消防局 左京消防署】

〒606-8211 京都市左京区田中西大久保町 36

TEL:075-723-0119 / FAX:075-723-1999

(2) 危険物

- ① 危険物 (プロパン、ガスボンベ、銃器類、油脂類、放射能を含んだもの等) の持込みは禁止します。
- ② 動物 (生死に拘わらず) の持込みは禁止します。※盲導犬、介助犬等は除く。

- ③ 演出上の特殊効果（スモーク、レーザー、銀打ち等）をご使用の場合は、必ず事前に当館担当者にご相談下さい。

※テープ等が切り離されているタイプの銀打ちは使用不可です。

3. お問い合わせ先

国立京都国際会館 代表：075-705-1229

4. 参考資料

- 1 「廃棄物置場 図面」
- 2 「喫煙場所設置届」
- 3 「火気使用届」
- 4 「喫煙又は裸火の使用等特例適用申請書」
- 5 「催会場自衛消防特設隊編成表」
- 6 「催事開催概要」

宅配便・台車・廃棄物
置場（地下1F）

廃棄物置場

台車(大)
置場

7号EV
(1F ゲリル横へ)

宅配便
置場
(着払のみ)

台車(小)置場

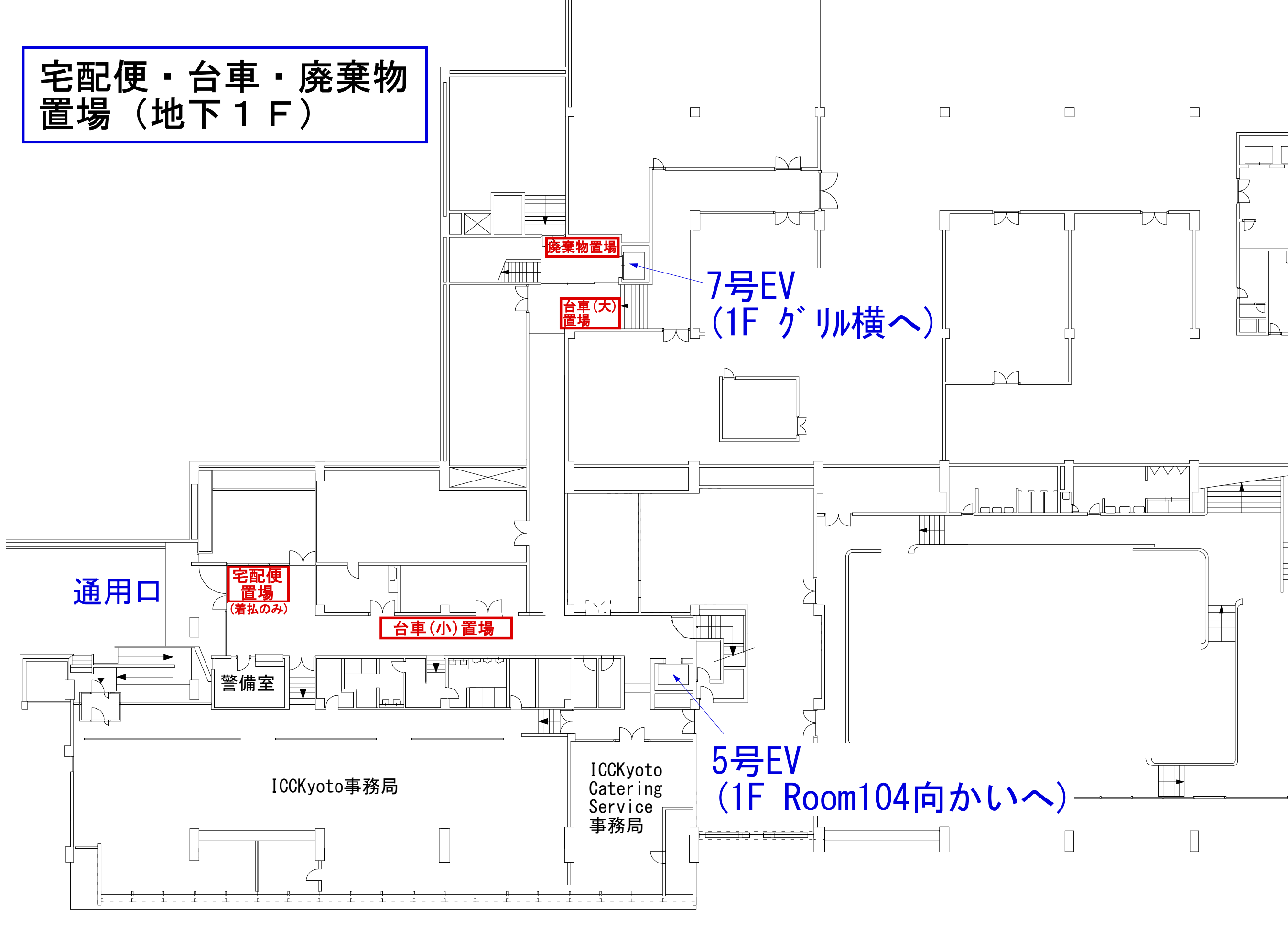
通用口

警備室

ICCKyoto事務局

ICCKyoto
Catering
Service
事務局

5号EV
(1F Room104向かいへ)



第13号様式（第40条関係）

喫煙又は裸火の使用等特例適用申請書

(あて先) 京都市 消防署長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） 電話 ー

指定場所における喫煙，裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持込みについて、京都市火災予防条例第24条第1項ただし書の規定により承認されるよう次のとおり申請します。				
防火対象物	名 称		主要用途	
	所 在 地	電話 ー		
	管理権原者の職・氏名 （記名押印又は署名）	⑩		
指定場所	名 称		用 途	
申 請 事 項	<input type="checkbox"/> 喫煙 <input type="checkbox"/> 裸火の使用 <input type="checkbox"/> 危険な物品の持込み			
喫煙，裸火使用等の期間	平成 年 月 日 時 ～平成 年 月 日 時			
喫煙，裸火の使用又は危険な物品の持込みの目的，場所，方法等				
火災予防上講じる措置				
現場責任者の職・氏名				
その他必要な事項				

注1 該当する□には，✓印を記入してください。

2 指定場所の見取図を添付し，喫煙，裸火の使用等の場所を明示してください。

催会場自衛消防特設隊編成表

催事名		会期	年 月 日～ 日
	(主催者)		
住 所			
団体(会社名)			
代表者氏名			
電 話			
総括責任者氏名			
電 話			
副責任者			
通報連絡班	班長： 他 名		
避難誘導班	班長： 他 名		
初期消火班	班長： 他 名		
会館自衛消防隊 連絡調整者	統轄防火管理者及び防火管理者		
任 務	臨時(催会場)自衛消防警備計画の通り		
備 考			

催事開催概要

1. 催事名

2. 主催者

3. 開催日程

4. 参加人数

5. 催事の内容

6. 主な使用会場